

センター からの



岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2011.11月発行)

Contents

- ライターの販売規制実施
- 消費生活講座
- ボランティア講師を派遣します
- 平成23年上半期の消費生活相談の概要
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活相談窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

子どもの火遊びを防ぐ!

ライターの販売規制が実施となりました

消費生活用製品安全法施行令の一部が改正され、C R (チャイルドレジスタンス) 機能を施すなど技術基準に適合したP S Cマークのあるライター以外は、平成23年9月27日から販売が禁止されました。



P S Cマークは、ライター等の特定製品を製造する又は輸入する事業者が技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

1 購入にあたっての注意

以下のライターについては、本体にP S Cマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

使い捨てライターや多目的ライター(点火棒)のうち、

- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの

P S Cマークの技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)などを規定しています。

2 使用にあたっての注意

- ⚠ 子どもの手の届かないところにおきましょう
- ⚠ 子どもには触らせず、火遊びの危険性を教えましょう
- ⚠ 不要なライターはきちんと捨てましょう



消費生活講座

「投資信託の基礎知識」 (社)投資信託協会

平成23年
11月18日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター 研修室

参加希望の方は、岡山県消費生活センター TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715 に。
定員 70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承下さい。